

<市町村基本計画に盛りむことが望ましい支援の内容と各課の取り組み>

項目	支援の内容及び方向性や考え方	各課の取り組み	担当課
アウトリーチ等による早期の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や支援が可能な窓口等を広く周知</li> <li>・SNS等を活用した多様な相談支援に取り組み</li> <li>・適切な機関や団体等との連携</li> </ul>	・女性相談窓口の周知	市民活動課
		・性暴力被害者支援センター北海道の周知	危機対策課
		・自立相談支援センターの周知	生活支援課
		・家庭訪問	健康推進課
居場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に立ち寄り、支援者と話せる場所</li> <li>・相談のきっかけ作り</li> <li>・安心して支援が受けられる</li> </ul>	・地域活動支援センター事業（交流促進等）	障害福祉課
		・帯広市認知症カフェ	地域福祉課
		・茶話会（認知症・家族の集い）	地域福祉課
		・家族介護者リフレッシュ事業	地域福祉課
		・にこにこるーむ(肢体不自由児機能訓練事業)	子育て支援課
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大限に本人の意思を尊重しながら、支援方針の検討等を進める</li> <li>・相談者との信頼関係を築きながら、必要とする支援に適切につなげる</li> <li>・庁内外の関係機関との調整等</li> </ul>	・相談窓口の設置	市民活動課 ほか
		・関係各課を含めた個別ケース検討会議	市民活動課 ほか
一時保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人同意が原則</li> <li>・個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護の実施</li> <li>・支援対象者が安定した状態で一時保護終了後に、生活の場に移行し、定着できるように関係機関と連携する</li> </ul>	・北海道立女性相談援助センター	市民活動課
		・駆け込みシェルターとかち	市民活動課

<市町村基本計画に盛りむことが望ましい支援の内容と各課の取り組み>

項目	支援の内容及び方向性や考え方	各課の取り組み	担当課
被害回復支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の気持ちを尊重しながら、寄り沿った丁寧な支援が必要</li> <li>・被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援</li> <li>・心理療法担当職員や個別対応職員等を活用し、被害回復に向けた専門的な支援を行うことが重要</li> </ul>	・各相談員等による伴走型支援	市民活動課 ほか
		・ケースワーカーによる家庭訪問や状況確認	生活支援課
日常生活の回復支援 (生活支援・権利回復支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下での生活、被害からの心身の健康の回復</li> <li>・その人らしい日常生活を取り戻せるように支援する</li> </ul>	・各相談員等による伴走型支援	市民活動課 ほか
		・ケースワーカーによる家庭訪問や状況確認	生活支援課
		・証明書等の発行、閲覧、交付の制限	戸籍住民課 ほか
		・税や保険料の納付相談	収納課
		・成年後見制度利用支援事業	地域福祉課
同伴児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援に限らず、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施</li> <li>・保護者が養育を十分に行えない場合は、保育やショートステイ、社会的養育等につなげる</li> <li>・教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保や一時保護所内での学習支援等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人や保護者に必要な情報提供を実施</li> </ul>	・各相談員等による伴走型支援	市民活動課 ほか
		・ケースワーカーによる家庭訪問や状況確認	生活支援課
		・子育て・発達相談	子育て支援課
		・子育て短期支援事業	子育て支援課
		・区域外通学の対応、就学援助	学校教育課
		・児童虐待への対応	子育て支援課

<市町村基本計画に盛りむことが望ましい支援の内容と各課の取り組み>

項 目	支援の内容及び方向性や考え方	各課の取り組み	担当課
自立支援	・丁寧なソーシャルワークを行った上で、支援調整会議の場も活用 ①医学的または心理的支援：嘱託医等による必要な医療の受診や心理的ケアを行う ②生活支援：一般的な生活力を身につける支援や、各種サービス利用の手續支援、金銭管理支援等を行う ③日中活動の支援：本人の意向や就労意欲、障害の有無等により、就労支援や日中活動の確保を行う ④居住支援：地方公共団体や住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携する等して、住まいの確保を行う	・各会議体によるケース検討会議等	市民活動課 ほか
		②各相談員等による伴走型支援	市民活動課 ほか
		②ケースワーカーによる家庭訪問や状況確認	生活支援課
		②③④各相談支援事業	障害福祉課 ほか
		②高齢者福祉サービス	介護高齢福祉課 ほか
		②介護保険サービス	介護高齢福祉課 ほか
		②③④障害福祉サービス	障害福祉課 ほか
		②子育て支援サービス	こども課 ほか
		②生活困窮に関わる支援等	生活支援課 ほか
		③雇用に関する支援等	商業労働課 ほか
④住宅困窮者への住宅の提供	住宅営繕課		
アフターケア	・地域生活の移行に際し、孤立しないよう、地域での生活再建を支える ・女性自立支援施設等からの退所した後の、定期的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい ・支援者がアフターケアの重要性を十分意識することが必要	・各相談員等による継続支援	市民活動課 ほか
		・ケースワーカーによる家庭訪問や状況確認	生活支援課